

行政文書不開示決定通知書

NPO 法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館
理事長 沖田 克夫 様

文部科学大臣
松本 洋平

令和 8 年 2 月 12 日付け（令和 8 年 2 月 17 日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

普通学校（特別支援学校を除く）に在籍する児童生徒が使用する MEXCBT について、JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ）において要求されているキーボード操作可能性（達成基準 2.1.1 キーボード、2.1.2 キーボードトラップなし）を満たすことを要件としているかを示す文書。あわせて、視覚障害等により支援技術を利用する児童生徒が、キーボード操作のみで MEXCBT が利用可能であることを確認・検証した文書。

2 不開示とした理由

請求文書を作成・取得しておらず、保有していないため不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）初等中等教育局学校情報基盤・教材課教育 DX 推進室 内線 3621

（手続について）大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572